

2025年4月1日

東京都港区新橋五丁目11番3号

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 松本 伸弘

吸收合併に関する事後備置書類

当社は、株式会社サイコックスとの間で締結した吸收合併契約書（以下、「本吸收合併契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社サイコックスを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行いました。

本吸收合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年4月1日

2. 吸收合併消滅会社における以下の手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

1) 吸收合併をやめることの請求（会社法784条の2）

吸收合併消滅会社の株主から本吸收合併をやめることの請求はありませんでした。

2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸收合併消滅会社の唯一の株主である吸收合併存続会社が吸收合併消滅会社の特別支配会社であるため、本件合併に関して、株式買取請求を行うことができる株主は存在しません。

3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸收合併消滅会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4) 債権者の異議（会社法第789条）

吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項および第3項ならびに定款第4条（公告の方法）の規定に基づき、2025年2月10日付で官報による公告を行い、また2025年2月11日より電子公告を行いましたが、異議申述期限である2025年3月10日までに本吸收合併について異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收合併存続会社における以下の手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

1) 吸收合併をやめることの請求（会社法796条の2）

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本吸收合

併を実施したため、会社法第796条の2の規定による当社の株主による差止請求は認められておりません。

2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項および第4項ならびに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により2025年2月11日付で吸収合併する旨ならびに消滅会社の商号および住所を電子公告にて公告いたしました。なお、当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本吸収合併を実施したため、会社法第797条第1項ただし書きの規定により、当社の株主には株式の買取請求は認められておりません。

3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項ならびに定款第4条（公告方法）の規定に基づき、2025年2月10日付で官報による公告を行い、また2025年2月11日より電子公告を行いましたが、異議申述期限である2025年3月10日までに本吸収合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2025年4月1日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前備置書類（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2025年4月1日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

2025年2月11日より電子公告にて吸収合併存続会社の株主に対して、本件合併に関する公告をおこなったところ、本件合併に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は19個ありましたが、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

別紙. 吸収合併消滅会社の事前備置書類

(次頁以下に添付)

2025年2月10日

東京都港区新橋五丁目11番3号

株式会社サイコックス

代表取締役社長 清水 康也

吸收合併に関する事前備置書類

当社（吸收合併消滅会社）と住友金属鉱山株式会社（吸收合併存続会社）との間で行う吸收合併に関して、下記のとおり開示すべき事項を備置します。

記

1. 合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

別紙2のとおりであります。

3. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

当社は新株予約権を発行しておりません。

4. 吸收合併存続会社の計算書類の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号、同条第6項第1号イ、ロ）

1) 最終事業年度（2024年3月期）にかかる計算書類等

別紙3のとおりであります。

2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当する書類はありません。

5. 合併当事会社の重要な後発事象（会社法施行規則第182条第1項第4号、同条第6項第1号ハ、同項第2号）

該当事項はありません。

6. 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

別紙4のとおりであります。

以上



吸收合併契約書

住友金属鉱山株式会社（以下「甲」という）と株式会社サイコックス（以下「乙」という。）とは、甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸收合併を実施するため、次のとおり契約を締結する。

（吸収合併をする会社の商号および住所）

第1条 本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりとする。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：住友金属鉱山株式会社

住所：東京都港区新橋五丁目11番3号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社サイコックス

住所：東京都港区新橋五丁目11番3号

（合併の対価）

第2条 乙は甲の100%子会社であることから、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

（資本金）

第3条 本合併に際して、資本金および準備金は変動しないものとする。

（合併の方法）

第4条 甲は、会社法796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は会社法784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ずに合併する。

2 本吸収合併契約は、会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知した場合には、その効力を失う。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを合意により変更できるものとする。

（資産負債の引継）

第6条 甲は、本合併の効力発生日における乙の資産負債および権利義務の一切を引き継ぐものとする。

(事業の引継)

第7条 甲は、乙の事業の全てを引き継ぐものとする。

(従業員の引継)

第8条 甲は、本合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件の相違については、必要に応じて調整する。

(協議事項)

第9条 本契約に規定するもののほか、本合併に関し必要な事項があるときは本契約の趣旨に基づいて甲乙協議してこれを決定実行するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年1月27日

東京都港区新橋五丁目11番3号

甲 住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 松本 伸弘



東京都港区新橋五丁目11番3号

乙 株式会社サイコックス

代表取締役社長 清水 康也



2025年2月10日
東京都港区新橋五丁目11番3号
株式会社サイコックス
代表取締役社長 清水 康也

合併対価の相当性に関する事項

当社は吸収合併存続会社である住友金属鉱山株式会社の完全子会社であるため、本合併に際して当社の株主に対する存続会社の株式その他金銭等の割当は行わず、また、当社の資本金および準備金の増加もありません。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の当社グループの業績は、車載用電池向け電池材料の販売が好調であったことなどにより、連結売上高は前期に比べて増加しました。連結税引前当期利益は、銅およびニッケル価格の下落や、前期の急速な円安進行によって生じた為替差益などの一時的な損益好転要因が当期は縮小したことなどにより、前期に比べて減少しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、連結税引前当期利益が減少したことなどにより、前期に比べて減少しました。

当期の経済環境等は以下のとおりです。

世界経済の概況

米国の景気は底堅く推移しましたが、欧州におけるロシアによるウクライナ侵攻を背景とした物価高とその対策である金融引き締めの長期化や、中国における不動産市場の長引く低迷などにより、世界経済の成長は緩やかに減速しました。

当社グループを取り巻く環境

	銅価格は期半ばまでは下落したものの、その後は緩やかな上昇で推移。平均価格は前期を若干下回る
非鉄金属業界	ニッケル価格は下落傾向が継続。平均価格は前期を下回る 金価格は前期後半に上昇した後、下落する局面も見られたが、その後上昇基調で推移。 平均価格は前期を上回る
	車載用電池向け電池材料の需要は底堅く推移
材料関連業界	電子部品向け部材の需要は、中国における景気回復のペースが遅いことや、スマートフォンおよびパソコンなどの出荷台数の低迷などにより概ね低調に推移

※期中米ドル平均レート 当期：1ドル=144.63円 前期：1ドル=135.48円



資源セグメント

非鉄金属資源の探査、開発、生産および販売

売上高

セグメント利益

1,660億 6百万円 前期比 3.7%減

528億45百万円 前期比 30.9%減

菱刈鉱山（鹿児島県）は、順調な操業を継続しました。モレンシ一銅鉱山（米国）の生産量は、採掘量の減少により前期を下回り、セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）の生産量は、処理量の増加および給鉱品位の上昇などにより前期を上回りました。

セグメント利益は、銅価格の下落や世界的な物価高などによる生産コストの増加により、前期を下回りました。

(注) セロ・ベルデ鉱山社は持分法適用会社のため、売上高に含まれていませんが、セグメント利益には含まれています。

製錬セグメント

銅、ニッケル、フェロニッケル、金、銀等の製錬および販売

売上高

セグメント利益

1兆678億63百万円 前期比 0.5%減

621億99百万円 前期比 47.2%減

電気ニッケルの生産量および販売量はともに前期を上回りましたが、電気銅の生産量は東予工場（愛媛県）の定期炉修（大型休転）などにより前期を下回り、販売量も前期を下回りました。フェロニッケルの生産量も前期を下回りました。

ニッケルの中間原料を製造しているコーラルベイニッケル社（フィリピン）およびタガニートHPALニッケル社（フィリピン）の生産量は、概ね前期並みとなりました。

セグメント利益は、ニッケル価格の下落に加え、前期の急速な円安進行によって生じた為替差益などの一時的な損益好転要因が当期は縮小したことなどにより前期を下回りました。

材料セグメント

電池材料ならびに粉体材料および結晶材料などの機能性材料の製造および販売

売上高

セグメント損失（△）

3,357億91百万円 前期比 5.8%増

△72億 3百万円 前期比 -

車載用電池材料が増販となったものの、非鉄金属価格の下落などの影響により損益が押し下げられることや、スマートフォンおよびパソコンなどの出荷台数の低迷などの影響により電子部品向け部材の需要が弱かったこと、加えて子会社である住友金属鉱山シポレックス株式会社の株式譲渡契約の締結にかかる会計処理を行ったことなどにより、セグメント損益は前期を下回り、損失となりました。

◎ 各セグメントの売上高、損益には、セグメント間の取引が含まれています。

◎ 連結売上高の数値は、セグメント間の取引を消去した外部売上高の合計です。

(2) 財産および利益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区分		第96期 2020年度	第97期 2021年度	第98期 2022年度	第99期 2023年度
売上高	(百万円)	926,122	1,259,091	1,422,989	1,445,388
税引前当期利益	(百万円)	123,379	357,434	229,910	95,795
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	94,604	281,037	160,585	58,601
基本的1株当たり当期利益	(円)	344.29	1,022.80	584.44	213.28
資産合計	(百万円)	1,885,999	2,268,756	2,707,899	3,023,844
資本合計	(百万円)	1,222,983	1,557,418	1,789,296	1,970,696

(3) セグメント別の販売、生産の状況

① セグメント別販売実績

報告セグメント等	前期 (2022年度)		当期 (2023年度)	
資源	百万円	%	百万円	%
172,427	12.1	166,006	11.5	
製錬	1,073,038	75.4	1,067,863	73.9
材料	317,425	22.3	335,791	23.2
その他	10,211	0.7	10,219	0.7
調整額	△150,112	△10.5	△134,491	△9.3
計	1,422,989	100.0	1,445,388	100.0

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績額に含めて表示し、調整額で消去しています。

② 主要製品生産量 (当社)

製品	単位	前期 (2022年度)	当期 (2023年度)	対前期 増減	報告セグメント
銅	t	447,163	374,504	△16.2	製錬
金	kg	17,869	18,026	0.9	//
電気ニッケル	t	52,817	59,313	12.3	//
フェロニッケル	t	10,143	4,793	△52.7	//
金銀鉱	t	149,669	133,466	△10.8	資源

(注) 1. 生産量には、受委託分を含めて表示しています。

2. フェロニッケルは、ニッケル換算量により表示しています。

(4) 資金調達および設備投資の状況

① 資金調達の状況

当期は、第35回普通社債の発行および銀行借入により資金調達を行いました。当期末借入金残高（社債を含む。）は前期に比べ730億32百万円増加し、5,302億89百万円となりました。

② 設備投資の状況

当期は、総額1,499億23百万円の設備投資を実施しました。当期に実施した設備投資は、資源セグメントにおけるコテ金開発プロジェクト（カナダ）の建設および材料セグメントにおける二次電池用正極材の増強投資などです。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当ございません。

(6) 対処すべき課題および今後の見通し

世界経済は、不動産不況の長期化による中国経済の低迷やインフレ率の高止まり、さらに地政学的リスクや世界経済の分断化リスクの上昇などの下振れ要因があり、不確実性の高い状況が継続しています。

銅の需給については、一部の海外鉱山の稼働停止や生産量調整などにより一時的に供給不足となると見込まれています。一方、ニッケルについては中国、インドネシアの増産により供給過多が継続すると見込まれています。ただし非鉄金属の需給は、中長期的には電気自動車や再生可能エネルギー向けを中心に需要の増加が見込まれています。

材料事業の関連業界におきましては、脱炭素化やデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応により需要拡大が見込まれるもの、中国をはじめ世界経済の先行きが不透明なことから市場の成長が鈍化するリスクもあり、予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは「2021年中期経営計画」を着実に実行し、「世界の非鉄リーダー」を目指すという長期ビジョンに向けて、各事業の成長戦略を精力的に推進していきます。

〈長期ビジョン〉

「世界の非鉄リーダー」を目指す

当社は、目指す「世界の非鉄リーダー」を次のように定義しています。

- ・資源権益やメタル生産量においてグローバルでの存在感（＝世界のTop5に入るメタル）がある。
- ・資源メジャーでも容易に模倣できない、卓越した技術や独自のビジネスモデルを有している。
- ・持続的成長を実現し、安定して一定規模の利益をあげている。
- ・SDGs等の社会課題に積極的に取り組んでいる。
- ・従業員がいきいきと働いている。

〈ターゲット〉

ニッケル 年間生産量15万t 銅 権益分年間生産量30万t

金 優良権益獲得による鉱山オペレーションへの新規参画

材料 ポートフォリオ経営による税引前当期利益250億円/年の実現

親会社の所有者に帰属する当期利益 1,500億円/年

〈2030年のありたい姿〉

当社は、新たな社会課題と当社グループの事業課題を念頭に置き、長期ビジョンの実現に向けたマイルストーンとして「2030年のありたい姿」を策定しています。同じ目標年である「SDGs」とも連関を整理し、<SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」>を最重要ゴールと定めました。「2030年のありたい姿」の実現に向けた取り組みにより、事業を通じて社会課題の解決を図り、持続的な成長と企業価値の最大化に努めます。

〈2021年中期経営計画〉

4つの挑戦

挑戦1. 企業価値拡大－大型プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none">・電池材料（正極材）の生産能力増強・ケブラダ・ブランカ2（QB2）プロジェクト・コテ金開発プロジェクト	挑戦2. コアビジネスの持続可能性向上 <ul style="list-style-type: none">・3事業連携（ニッケル－電池）のバリューチェーン強化・菱刈鉱山のサステナビリティ重視の操業への転換・銅製鍊事業の競争力強化・機能性材料事業の拡大戦略
挑戦3. 社会環境変化への適応 <ul style="list-style-type: none">・GHG（温室効果ガス）排出量削減・カーボンニュートラルに貢献する製品・新技術・プロセスの開発推進・DXへの対応・人材確保・育成・活用への取り組み	挑戦4. 経営基盤強化 <ul style="list-style-type: none">・安全への取り組みの強化・サステナビリティ施策の推進加速・コーポレートガバナンス

2021年中期経営計画では、「変革への新たな挑戦」をテーマに、「企業価値拡大－大型プロジェクトの推進」「コアビジネスの持続可能性向上」「社会環境変化への適応」「経営基盤強化」の「4つの挑戦」に取り組んでいます。2021年中期経営計画の2年目となる当期の進捗状況および今後の戦略の内容は以下のとおりです。

挑戦1. 企業価値拡大－大型プロジェクトの推進

挑戦2. コアビジネスの持続可能性向上

資源事業では、当社が25%の権益を持つケブラダ・ブランカ銅鉱山フェーズ2開発プロジェクト（チリ）において2023年4月に生産立ち上げを開始しました。立ち上げは順調に進んでおり、2024年後半からはフル生産体制へ移行する見通しとなっています。

また、コテ金開発プロジェクト（カナダ）では、2024年3月末に最初のドーレ（金銀の合金）を生産しました。フル生産に向けて早期の立ち上げを進めます。



ケブラダ・ブランカ銅鉱山（チリ）



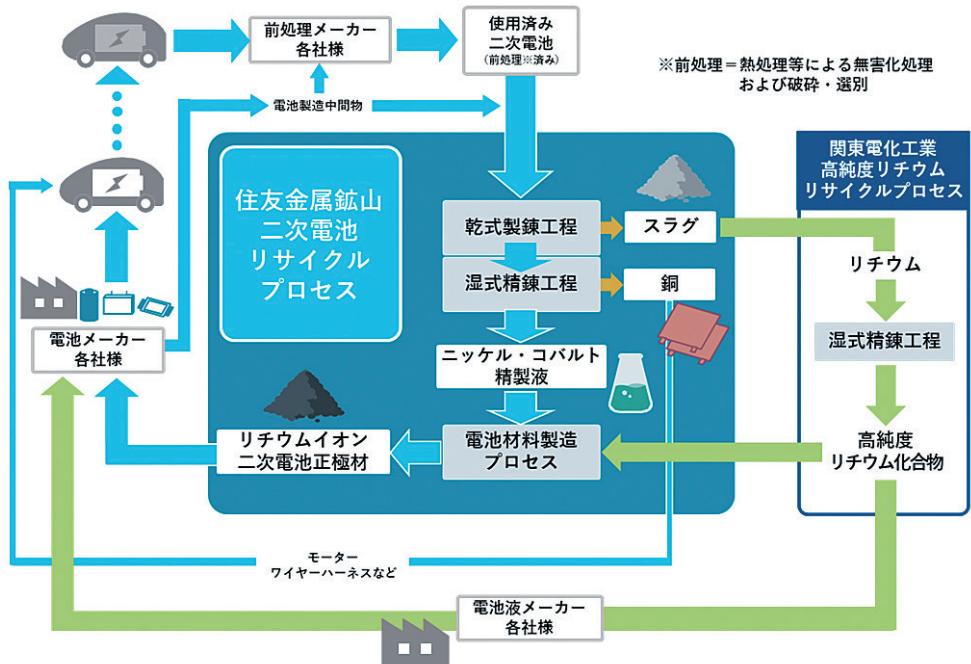
コテ金鉱山（カナダ）



ドーレの鋳込みの様子

製錬事業では、銅製錬を行う東予工場（愛媛県）において2023年秋に、12年ぶりに完全に炉を止めての修繕を行いました。これにあわせて輸送設備をはじめ多くの修繕を実施し、生産能力の増強に向けた整備を行っています。

また、使用済みのリチウムイオン二次電池から銅、ニッケル、コバルト、リチウムを回収するリサイクルプラントの建設や、世界最大規模のニッケル資源量を有するカルグーリー・ニッケル・プロジェクト（オーストラリア）への出資を決定し、将来を見据えた戦略投資を進めています。



材料事業では、電池材料事業は、需要が堅調に推移し、フル生産を継続しました。新たな増産のため建設を進めてきました新居浜工場（愛媛県）は2023年度中に建物が完成し、2024年度は設備の設置と生産立ち上げを進めます。



新居浜工場（愛媛県）

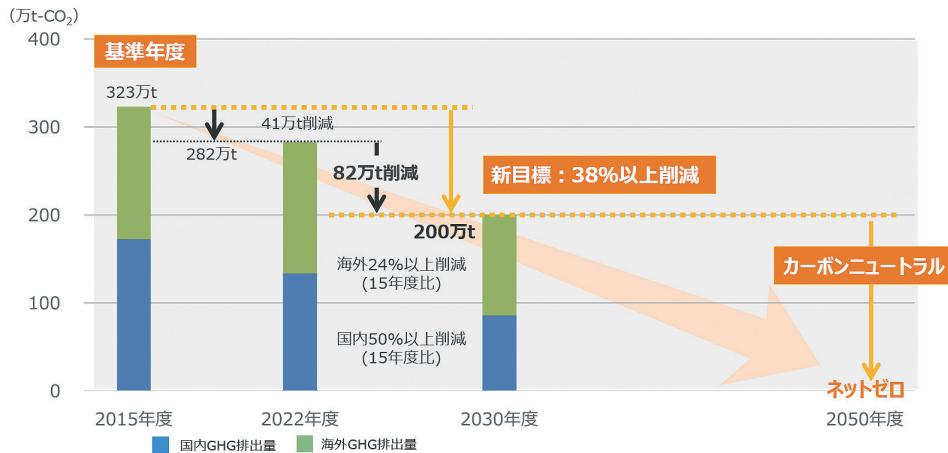
一方で機能性材料事業では、電子部品関係の顧客を中心とした需要の低迷を受け、多くの製品群で減産が継続しました。また、当社の強みがより発揮できる領域に経営リソースを配分することを企図して、2024年3月に建材事業を手掛ける子会社である住友金属鉱山シポレックス株式会社の株式譲渡を決定しました。

挑戦3. 社会環境変化への適応

挑戦4. 経営基盤強化

<2050年カーボンニュートラルに向けた取り組み>

当社グループは2050年カーボンニュートラルに向け、下図のロードマップを策定しました。中間目標としてスコープ1・2での温室効果ガス（GHG）排出量を2030年度までに2015年度比38%以上削減する目標を掲げています。



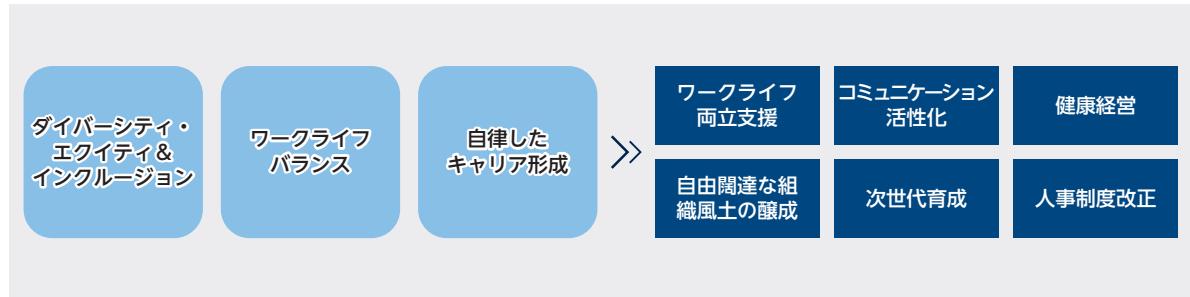
2030年度に向けた取り組みとして、省エネ・高効率化の徹底、重油・石炭からLNG・バイオマス燃料への転換、再生可能エネルギー由来の電力の利用拡大など、利用可能な技術の最大活用を進めています。また、2050年に向けこれらの取り組みを継続するとともに、製錬プロセスの革新的な技術開発に挑み、グリーン水素などの新技術の活用を進めます。

<再生可能エネルギー由来の電力に切り替えた拠点の例>

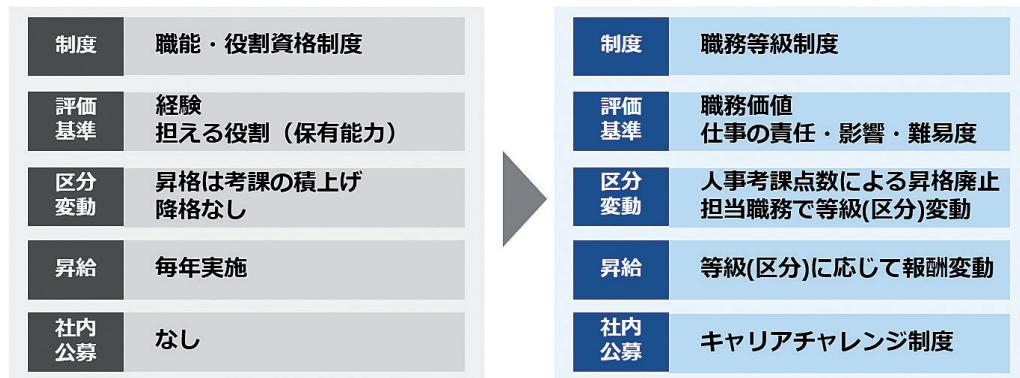


<人的資本に係る人材育成に関する考え方・取り組み>

当社は「一人ひとりの経験・スキルに着目し、今後のキャリア形成を踏まえ、育成と活躍の機会を提供する」という考え方のもと、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン等も踏まえつつ、人材育成のための諸施策を行っています。



人材育成強化の一環として、多様な活躍の機会の提供によるモチベーションの向上、挑戦・変革・成長ができる企業風土の醸成、社員一人ひとりが成長し続ける企業文化の創出を狙いとし、2023年7月に総合職の人事制度を大きく改正しました（概要は下図のとおり）。



株式会社ジー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。当社は、同社がこれらに万全の態勢で取り組むことができるよう今後も支援を行ってまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社および関連会社等の状況

① 子会社

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	米ドル 600	100.0	探鉱調査、南北アメリカ等の資源事業統括
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	米ドル 800	80.0 (80.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	米ドル 10,000	100.0 (100.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM GOLD COTE INC. (エス・エム・エム ゴールド コテ社)	千米ドル 650,000	100.0	金の生産、販売
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	千豪ドル 43,000	100.0 (89.0)	銅精鉱の生産、販売および非鉄鉱物資源の探鉱調査
株式会社日向製錬所	百万円 1,080	60.0	フェロニッケルの製造
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	千フィリピンペソ 587,500	84.4	ニッケル原料の製造、販売
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	千フィリピンペソ 4,095,000	75.0	ニッケル原料の製造、販売
大口電子株式会社	百万円 1,000	100.0	機能性材料の製造
株式会社伸光製作所	百万円 738	100.0	プリント配線板の製造、販売
住友金属鉱山シポレックス株式会社	百万円 5,000	100.0	ALC製品(シポレックス)の製造、販売
株式会社ジー・シー・オー	百万円 10	100.0	—

- (注) 1. 議決権比率欄（ ）内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。
2. 住友金属鉱山アメリカ社への当社の出資額は、113億58百万円です。
 3. コーラルベイニッケル社への当社の出資額は、267億11百万円です。
 4. タガニートHPALニッケル社への当社の出資額は、280億32百万円です。
 5. 2024年3月27日に当社が保有する住友金属鉱山シポレックス株式会社の全株式を譲渡する契約を締結しました。譲渡の実行は、必要な許認可を取得することを前提に2024年10月1日を予定しています。
 6. 株式会社ジー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めています。

② 関連会社等

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Compania Contractual Minera Candelaria (カンデラリア鉱山社)	千米ドル 105,860	20.0 (20.0)	銅精鉱の生産、販売
Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A. (セロ・ベルデ鉱山社)	千米ドル 990,659	21.0 (21.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Quebrada Blanca Holdings SpA (ケブラダ・ブランカ ホールディングス社)	千米ドル 3,004,698	33.3 (33.3)	ケブラダ・ブランカ銅鉱山 (チリ) の権益保有
三井住友金属鉱山伸銅株式会社	百万円 4,250	50.0	伸銅品の製造、販売
FIGESBAL SA (フィゲスバル社)	千太平洋フラン 543,213	25.5 (0.0)	ニッケル鉱石の採鉱および 小売卸売業
Nickel Asia Corporation (ニッケルアジア社)	千フィリピンペソ 6,999,974	26.5 (26.5)	ニッケル鉱山業
エヌ・イー ケムキャット株式会社	百万円 3,424	50.0	貴金属触媒等の製造、販売

(注) 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。

連結子会社は上記の重要な子会社12社を含む52社であり、持分法適用会社は上記の重要な関連会社等7社を含む13社です。

(8) 主要な借入先および借入額 (2024年3月31日現在)

借入会社	借入先名	借入金残高
当社	シンジケートローン	百万円 126,366
	株式会社国際協力銀行	123,334
	株式会社三井住友銀行	23,870
	株式会社南都銀行	10,480
	株式会社伊予銀行	8,584
	農林中央金庫	8,584
タガニートHPALニッケル社	株式会社みずほ銀行	11,442
	株式会社三井住友銀行	11,442
	株式会社三菱UFJ銀行	1,665
住友金属鉱山アメリカ社	株式会社国際協力銀行	57,276

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行株式会社を共同主幹事とする協調融資、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資および三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする協調融資によるものです。

2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
- (2) 発行済株式総数 290,814,015株
- (3) 株主数 57,422名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,895,900	15.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,682,600	6.80
トヨタ自動車株式会社	11,058,000	4.02
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,406,815	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,543,393	1.65
住友不動産株式会社	3,745,055	1.36
住友生命保険相互会社	3,737,000	1.36
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	3,402,989	1.24
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	3,319,482	1.21
J P MORGAN CHASE BANK 385781	3,246,596	1.18

- (注) 1. 当社は、自己株式16,054,245株を保有しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しています。

3 新株予約権等に関する事項 (その他新株予約権等に関する重要な事項)

該当ございません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役会長	中 里 佳 明	
* 取締役社長	野 崎 明	日本鉱業協会会長（2024年3月31日退任）
* 取 締 役	肥 後 亨	
取 締 役	松 本 伸 弘	
取 締 役	竹 林 優	
☆ 取 締 役	石 井 妙 子	太田・石井法律事務所弁護士 株式会社DTS社外取締役 監査等委員 大日本印刷株式会社社外監査役 株式会社ふるさとサービス社外監査役
☆ 取 締 役	木 下 学	アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役 株式会社明電舎社外取締役（2023年6月28日就任）
常任監査役(常勤)	今 井 浩 二	
監 査 役(常勤)	野 沢 剛 志	
★ 監 査 役	吉 田 瓦	
★ 監 査 役	若 松 昭 司	若松公認会計士事務所公認会計士・税理士 三井住建道路株式会社社外監査役

- (注) 1. *印は、代表取締役です。
2. ☆印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. ★印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. ※印は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ている役員です。
5. 取締役西浦完司氏は、2024年1月4日に逝去により退任しました。なお、退任時における重要な兼職は三菱HCキャピタル株式会社代表取締役副社長執行役員でした。
6. 監査役若松昭司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
8. 当社は、取締役肥後亨氏および取締役松本伸弘氏との間で、両氏が当社の業務の一環として行った海外の上場会社の役員としての職務の執行に関してそれぞれ補償契約を締結しており、当該職務の執行に関して両氏が責任追及等に対処するために支出する費用および損害を賠償する責任を負う場合において賠償すること（和解金の支払いを含む。）により生じた損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。なお、当該海外の上場会社の役員以外の地位（当社の取締役の地位を含む。）を理由とする責任追及等に係る費用等について、当社は補償義務を負わない旨を定めています。

(2) 執行役員の氏名等 (2024年3月31日現在)

当社では、執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっています。執行役員の氏名、地位および担当は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
* 社長	野 崎 明	
* 専務執行役員	肥 後 亨	
* 専務執行役員	松 本 伸 弘	
常務執行役員	金 山 貴 博	
常務執行役員	吉 田 浩	経営企画部長、人事部・法務部・DX推進部・監査部・大阪支社担当
常務執行役員	大久保 仁 史	工務本部長
常務執行役員	坂 本 孝 司	安全環境部長、品質保証部担当
常務執行役員	小 笠 原 修 一	機能性材料事業本部長
常務執行役員	田 中 勝 也	電池材料事業本部長
* 常務執行役員	竹 林 優	金属事業本部長
常務執行役員	宮 本 邦 彦	経理部長、秘書室・資材部・情報システム部担当
執行役員	福 田 英 一	資源事業本部長
執行役員	岡 本 秀 征	技術本部長
執行役員	帆 谷 和 彦	資源事業本部副本部長
執行役員	元 木 徹	技術本部副本部長
執行役員	佐 藤 眞 一	機能性材料事業本部副本部長
執行役員	川 田 宗 一	電池材料事業本部副本部長
執行役員	丹 羽 祐 輔	金属事業本部副本部長
執行役員	坂 本 和 昭	工務本部副本部長
執行役員	松 下 博 彦	別子事業所長
執行役員	服 部 靖 匠	金属事業本部副本部長
執行役員	狭 川 義 弘	資源事業本部副本部長
執行役員	矢 野 三 保 子	サステナビリティ推進部長、総務部・広報IR部担当

(注) *印の各氏は、取締役を兼務しています。

(3) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	石井 妙子	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）のうち15回（定時11回、臨時4回）に出席しました。弁護士としての経験を背景に、労働法制、コンプライアンスおよび経営戦略の示し方等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会6回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	木下 学	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席しました。経営者としての経験を背景に、カーボンニュートラル、人材活用の取り組み、新規事業のマネジメント等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会6回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	西浦 完司	取締役就任後、2024年1月4日に逝去により退任するまでに開催された取締役会9回（定時6回、臨時3回）の全てに出席しました。経営者としての知見を背景に、プロジェクトのマネジメント状況、コンプライアンスおよび地政学的リスク等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しました。また、ガバナンス委員会の委員として、在任中開催のガバナンス委員会2回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しました。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外監査役に期待される役割に関する職務の概要
社外監査役	吉田 瓦	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会15回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内外の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、資金調達における取引管理や就業環境の整備、コンプライアンス等に関する意見を表明しています。
社外監査役	若松 昭司	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会15回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、公認会計士としての専門知識と経験に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内外の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、プロジェクトの進捗状況が中期経営計画の損益面に与える影響や不正発生の予防等について意見を表明しています。

5 役員の報酬に関する事項

(1) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額	基本報酬等			役員の員数
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	345百万円	252百万円	93百万円	—	6名
監査役(社外監査役を除く)	68百万円	68百万円	—	—	2名
社外取締役	41百万円	41百万円	—	—	4名
社外監査役	25百万円	25百万円	—	—	2名

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、第99期定時株主総会において決議いただく予定の取締役賞与40百万円を含んでいます。
2. 取締役（社外取締役を除く）の員数には、2023年6月23日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
3. 社外取締役の員数には、2023年6月23日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2024年1月4日に逝去により退任した取締役1名を含んでいます。

(2) 株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において、月額9百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

① 方針の決定方法

当社は、2022年6月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）の一部改定を決議しています。当該取締役会の決議に先立ち、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役3名からなるガバナンス委員会の助言を得ています。

② 方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに経営基盤の強化、維持に資するインセンティブとして十分機能するよう、当社の事業構造を踏まえ、中長期の目標達成のためにモチベーションが上がるよう設計した、業績と連動した報酬制度とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、公平性を期すために、あらかじめ決められた計算式に則って報酬額を導き出

すこととしており、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（代表権のない取締役会長および社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬および賞与とする。基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの）および業績連動報酬等により構成し、賞与は業績連動報酬等とする。代表権のない取締役会長および社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与は支給しない。

基本報酬は、個人ごとの年額を算出し月割りで毎月支給し、賞与は、定時株主総会で承認を得た後に年1回支給する。

b. 基本報酬について

a) 代表取締役社長の報酬等の決定に関する方針

代表取締役社長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、国内同業企業および当社と同規模の国内製造業企業の報酬水準を参考に設定した算定基礎額（「固定報酬算定基礎額」といいます。）に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益および安全成績の目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

b) 代表取締役会長の報酬等の決定に関する方針

代表取締役会長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

c) 代表権のない取締役会長および社外取締役の報酬等の決定に関する方針

代表権のない取締役会長および社外取締役の基本報酬は、固定報酬により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

また、代表権のない取締役会長または社外取締役が取締役会の議長を兼務する場合は、上記の基本報酬に加え、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

d) 役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

役付執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、職責、部門業績および個人別業績評価等を勘案して支給額を決定する。

また、副社長または専務執行役員を兼務する代表取締役および常務執行役員を兼務する取締役には、上記の基本報酬に加え、職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

e) 執行役員（役付執行役員を除く）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、その全額を職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬とする。ただし、別に執行役員としての基本報酬を使用人分給与として支給する。

c. 賞与について

取締役賞与は、代表権のない取締役会長および社外取締役を除く取締役に支給するものとし、当該期の業績について取締役に対して報いるものとして、親会社の所有者に帰属する当期利益が一定の額以上となった場合には、当該期にかかる定時株主総会に提案して審議する。

代表取締役社長、代表取締役会長および執行役員を兼務する取締役の賞与額は、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定した基準額に、職位別係数を乗じること等によって算定した額の総額とする。

個人別の具体的な支給額は、各取締役の個人別業績評価等を反映して決定する。

d. 固定報酬と業績連動報酬等に関する割合の決定方針について

各取締役における固定報酬と業績連動報酬等の割合は、上記各報酬の算定方法に従って決定されるが、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで、報酬全体として企業価値向上のための適切なインセンティブとなるように決定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益が定められた水準に満たない場合は、賞与を支給しないこととする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の基本報酬および賞与の額の決定とする。具体的な手続としては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の具体的な報酬額を、ガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで決定する。決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁する。

結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認する。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の基本報酬および賞与の額は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、ガバナンス委員会の助言を受け決定しています。

ガバナンス委員会は、基本報酬および賞与の額ならびに具体的金額の決定方法について代表取締役社長より説明を受け、その内容を踏まえた検討を行った結果、当該報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると確認しました。

取締役会は、ガバナンス委員会による助言の概要および報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであることの確認結果の報告を受け、本報告を踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 業績連動報酬等に関する事項

① 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定の理由

業績指標は、「連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）」、「部門業績（ROCE（使用資本利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績（労働

災害の件数)」等を採用しています。

当該指標を選択した理由は、連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）については、企業経営の評価指標としており長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績については、効率性、キャッシュ・フローおよび利益の絶対額という3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。

② 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬等の額は、職位別業績連動報酬等の額に個人別業績反映額を加えて算定します。

a. 職位別業績連動報酬等の額の算定方法

親会社の所有者に帰属する当期利益から基準報酬の算定基礎額を算定し、これに職位別係数を乗じて職位別の業績連動報酬等の額を算定します。基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額は、前期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定し、賞与に係る職位別業績連動報酬等の額は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定します。

基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額＝前期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

賞与に係る職位別業績連動報酬等の額＝当期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

b. 個人別業績反映額の算定方法

代表取締役社長の基本報酬に係る個人別業績反映額については、前期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。合計点からあらかじめ定められた係数表（本表において税引前当期利益を考慮）により90%から160%までの範囲で個人別業績評価係数を定め個人別業績反映額を算定します。

役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の基本報酬に係る個人別業績反映額については、それぞれ前期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績の達成度」を点数化したうえで、2：4：4：1の重み付けをして合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

代表取締役社長の賞与に係る個人別業績反映額については、当期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。執行役員を兼務する取締役の賞与に係る個人別業績反映額については、それぞれ当期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「個人目標の到達度」および「安全成績の達成度」に2：4：4：1の重み付けをして合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

基本報酬に係る個人別業績反映額＝職位別の基本報酬×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

賞与に係る個人別業績反映額＝職位別の賞与額×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

③ 業績指標の内容および数値

業績指標の内容	2022年度 目標(億円) 2022年5月公表予想値	2022年度 実績 (億円)	達成率(%)
連結業績(親会社の所有者に帰属する当期利益)	1,370	1,606	117
連結業績(税引前当期利益)	1,940	2,299	119
セグメント利益 製鍊	860	1,179	137

(注) 1. 当期に係る取締役の業績連動報酬等（基本報酬）は、前期の業績に連動して支給していますので、前期の業績の実績を記載しており、セグメント利益は、役付執行役員を兼務する取締役の業績連動報酬等の算定に用いた数値のみを記載しています。なお、当期に係る取締役賞与は当期の業績に連動して算定しており、第99期定時株主総会において決議いただく予定です。

2. 前期の製鍊セグメントに関する部門業績の各指標（ROCE（使用資本利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）の達成率の平均は137%でした。

安全成績（2022年暦年の国内社員の労働災害の件数）の目標は、重篤災害が0件、全災害が7件以下であり、実績は重篤災害が1件、全災害が24件でした。

（5）報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 野崎明に対し、各取締役の個人別の基本報酬および賞与の額の決定を委任しています。委任した理由は、執行役員を兼務している取締役の個人別の報酬等の額については会社業績および執行役員としての個人別の業績評価に連動させており、当該業績評価のための個人目標の設定およびその到達度の評価を代表取締役社長が各執行役員と面談のうえ行うことから、具体的な報酬額を代表取締役社長が決定することが適すると判断しているためです。また、他の取締役の個人別の報酬等の額については執行役員を兼務している取締役等にも適用される固定報酬算定基礎額等を基準としているためです。

なお、代表取締役社長は、具体的金額の決定に先立ち、ガバナンス委員会において説明し、助言を受けます。そのうえで具体的金額の決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁しており、また、その結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認しています。

（6）監査役の報酬等の額の具体的な決定手続

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定しています。

（この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。）

事業報告

■主要な事業内容等 (2024年3月31日現在)

報告セグメント等	主要製品等
資源	金銀鉱、銅精鉱、銅、金、地質調査、土木工事など
製鍊	金、銀、銅、ニッケル、フェロニッケル、化成品など
材料	電池材料（水酸化ニッケル、ニッケル酸リチウムなど）、粉体材料（ペースト、ニッケル粉、近赤外線吸収材料、磁性材料など）、結晶材料（タンタル酸リチウム基板など）、パッケージ材料（テープ材料、プリント配線板など）、ALC製品（シボレックス）など
その他	環境保全設備・装置、不動産事業など

■主要な営業所および工場等 (2024年3月31日現在)

(1)当社

本社	東京都港区新橋5丁目11番3号
支社・支店等	大阪支社、名古屋支店、別子事業所（愛媛県新居浜市）
工場等	東予工場（愛媛県西条市）、ニッケル工場（愛媛県新居浜市）、播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町）、青梅事業所（東京都青梅市）、磯浦工場（愛媛県新居浜市）
鉱山	菱刈鉱山（鹿児島県伊佐市）
研究所	新居浜研究所（愛媛県新居浜市）、電池研究所（愛媛県新居浜市）、材料研究所（東京都青梅市）、市川研究センター（千葉県市川市）

(2)子会社

名 称	所在地
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	シアトル事務所：米国
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM GOLD COTE INC. (エス・エム・エム ゴールド コテ社)	コテ金鉱山：カナダ
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	ノースパークス銅鉱山：オーストラリア
株式会社日向製錬所	本社工場：宮崎県日向市
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	本社工場：フィリピン
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	本社工場：フィリピン
大口電子株式会社	本社工場：鹿児島県伊佐市
株式会社伸光製作所	本社工場：長野県上伊那郡箕輪町 伊那工場：長野県伊那市
住友金属鉱山シポレックス株式会社	本社：東京都港区 栃木工場：栃木県那須郡那珂川町 三重工場：三重県龜山市

■従業員の状況（2024年3月31日現在）

(1)企業集団の従業員の状況

報告セグメント等	従業員数		臨時従業員数	
	当期末	対前期末増減	当期	対前期増減
資源	名 394	名 6	名 53	名 △7
製錬	2,777	76	47	△28
材料	2,789	25	258	△11
その他	563	4	117	5
本社その他（当社）	973	55	130	△1
計	7,496	166	605	△42

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

(2)当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	臨時従業員数	
			当 期	対前期増減
当期末 名 2,892	対前期末増減 名 164	歳 40.7	年 17.0	名 251 名 △22

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

■責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役石井妙子氏および木下学氏ならびに社外監査役吉田亘氏および若松昭司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

なお、2024年1月4日に逝去され社外取締役を退任した西浦完司氏との間にも同内容の責任限定契約を締結していました。

■役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

(1)当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社の全ての連結子会社（52社）の全ての取締役および監査役。

(2)当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすること、および被保険者1名につき20万円または一連の請求につき100万円の免責額を設け上記の額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

■会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	前期（2022年度）		当期（2023年度）	
	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）	監査証明業務に基づく報酬等（百万円）	非監査業務に基づく報酬等（百万円）
当社	188	2	190	2
子会社	20	0	20	0
計	208	2	210	2

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、監査証明業務に基づく報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の職務執行状況等必要な資料を入手したうえで、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り額の算出根拠などの妥当性を検討し、会計監査人の当社の監査証明業務に基づく報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し、報酬（上記(2)①2百万円）を支払っています。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が関係法令に違反した場合、および会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合などには、必要に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額

212百万円

(6) 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち、住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

■業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社では、取締役会において業務の適正を確保するための体制等の整備について決議するとともに、体制等の構築・運用が適正に行われているかを確認するため、毎年度当社グループにおいてモニタリングを実施し、その結果を取締役会、常勤の監査役および内部統制委員会に報告しています。当期のモニタリングの結果、いくつかの課題はあるものの、当社グループの内部統制は適正に運用されていることを確認しました。モニタリングによって見出された課題については、翌年度に重点的に取り組んでいくことで継続的に改善を図っています。

当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要および運用状況の概要は、以下のとおりです（2024年3月31日現在）。

(1) 決議の内容の概要

① 基本方針

当社グループの持続的な成長を確保するために、内部統制の構築は経営上最も重要な課題の一つである。項目②以下に掲げる事項について、当社グループの役員（執行役員を含む。以下同様）および従業員それぞれの役割と責任が明確にされ全員参加で取り組む体制を構築するとともに、それらが適時適切に見直され、不断の改善が図られる体制の構築に努める。

② 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 役員および従業員の行動基準として制定している「SMMグループ行動基準」を役員は率先垂範し、従業員に対して周知教育することにより、適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努める。
- 取締役会規程により、取締役会の付議事項および報告事項が会社法に適合する体制を構築する。
また、経営上の重要な事項については、社内規程等に基づき、会議体または稟議書により、専門的見地から適法性も含め多角的に検討する。
- 役員および従業員の職務の執行状況について、監査部による内部監査を実施する。監査部は、年度の内部監査計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）を取締役会に報告する。
- 役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために内部通報制度を設ける。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他役員の職務の執行に係る情報は、法令および社内規程等に従い、適切に保存し、管理する。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、社内規程を定め、以下の枠組で全社リスクマネジメントを体系的に取り組む。その取り組みに際しては、経営層を含む推進組織を設置するとともに、社長が最高責任者としてリスクマネジメント全体を統括し、全社的かつ組織的な活動を行う。

- a. 成長戦略・事業戦略の遂行に伴う経営・事業リスクおよび組織横断的リスクへの対応
- b. 個別のリスクへの対応
- c. 危機的事態への対応

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度により、権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能の強化を図る。具体的には、執行役員は、事業部門長、本社部室長等、重要な職位の委嘱を受け、固有の権限を付与されて、その業務を執行する。
- b. 中期経営計画、予算制度等により、当社グループにおける適切な経営資源の配分を行う。また、業績管理制度により、当社グループにおける経営計画の進捗を管理するとともに、業績評価が経営層等の報酬に反映される体制を構築する。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程により、各事業や地域等の特性にあわせて、子会社におけるリスクマネジメントの推進および監視を行う体制を構築する。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 中期経営計画、予算制度等により、子会社に対し当社グループの経営方針を示すとともに、子会社の経営計画および予算の策定に関与しうる体制を構築する。
- (b) 当社から子会社に対し役員を派遣し、子会社の経営上重要な事項の意思決定等に関与しうる体制を構築する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 原則として全ての子会社に適用される「SMMグループ行動基準」を定め、子会社の役員が「SMMグループ行動基準」を率先垂範し、当該子会社の従業員に対して周知教育することにより、各社において適法で健全な職務の執行が行われる企業風土の醸成に努める体制を構築する。

(b) 子会社における業務の執行状況について、当社監査部による内部監査を実施する。当社監査部は、子会社に対する年度の内部監査計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）を当社取締役会に報告する。

- (c) 子会社の役員および従業員の職務の執行が法令、定款等に違反し、当該違反等が放置され、または対応されないことを防止するために内部通報制度を設ける。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用者として監査役会の事務局員を配置する。当該事務局員の員数、求められる資質、勤務体制等については、監査役と協議を行い決定する。
- ⑧ ⑦の使用者の取締役からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役会の事務局員の人事異動を行う場合は、事前に監査役と協議する。
b. 監査役会の事務局員が監査役の指揮命令に従わず、監査役が交代等を求めた場合は、真摯に対応する。
- ⑨ 当社の取締役および使用者ならびに子会社の取締役、監査役および使用者が当社の監査役に報告をするための体制
a. 取締役会規程その他の社内規程において取締役会報告事項を定め、会社法等により当社の監査役へ報告を要する事項が確実に報告される体制を構築する。
b. 当社グループ内において違法行為等が発生した場合、社内規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告する。
c. 内部通報制度の利用状況について、社内規程に基づき、当社の常勤の監査役に報告する。
d. 当社監査部による当社グループの業務の執行状況に関する内部監査の結果を当社の監査役全員に報告する。
- ⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度の利用者に対し、当該制度の利用を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を社内規程等に明記する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払または償還等の請求をした場合、会社法に基づき、当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 経営会議など経営上重要な会議の開催にあたっては、社内規程等に基づき、監査役が出席する機会を設ける。
b. 社長が決裁する稟議書は、常勤の監査役に供覧する。ただし、常勤の監査役が特に指定するものを除く。

(2) 運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

- a. 当社グループは、役員および従業員に対し「SMMグループ行動基準」に関する周知教育のほか、法令知識やコンプライアンス等に関する教育を行っています。
- b. 当社グループのコンプライアンス推進に関する情報交換等を行う「コンプライアンス分科会」を設置しており、当期においては2回開催しました。
- c. 当社グループは、内部通報制度を設けており、役員および従業員に対し継続的に周知しています。

② 取締役の職務の執行に関する事項

- a. 当社は、当期に取締役会を16回（定時12回、臨時4回）開催しました。
- b. 当社は、会社法に基づき、取締役会の付議事項および報告事項を取締役会規程に定めており、取締役会に付議および報告が適切になされていることを確認しました。また、経営上重要な事項については、必要に応じて、経営会議等において審議を行っています。
- c. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他役員の職務の執行に関する情報を、法令および社内規程に基づき、適切に保存し、管理していることを確認しました。
- d. 当社は、執行役員制度を採用し、社内規程に基づき権限と責任の明確化と大幅な権限委譲を行い、執行機能を強化しています。また、中期経営計画および毎年度の予算を策定し、適切な経営資源の配分を行っています。
- e. 業績管理制度により経営計画の進捗を管理するとともに、業績評価を経営層等の報酬に反映しています。

③ 内部監査に関する事項

- a. 監査部が内部監査の年度計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）について取締役会に報告しています。
- b. 監査部が内部監査を実施し、社長および監査部を所管している執行役員等に結果を報告しています。また、監査役全員にも報告しています。
- c. 監査部が金融商品取引法の内部統制評価を実施し、社内の報告会等において社長および監査部を所管している執行役員等に結果を報告しています。

④ リスク管理に関する事項

- a. 当社は、社内規程に基づき社長が年度方針を決定し、当社グループにおいてリスクマネジメント計画を策定・実行しています。また、リスクマネジメント内部監査を行うことにより、リスクマネジメントシステムの運用状況を調査・評価しています。
- b. 当社グループのリスクマネジメントの推進および監視を行う「リスクマネジメント分科会」を設置しており、当期においては2回開催しました。
- c. 成長戦略・事業戦略の遂行に伴う経営・事業リスクおよび組織横断的リスクについて、社長をはじめとする執行役員を中心に議論をしており、取締役会でも議論することとしています。

- d. 当社グループの個別のリスク（品質管理、環境管理、コンプライアンス等）は、社内規程を整備し、リスク管理体制を構築しています。
- e. 社内規程を整備し、危機的事態が発生した際に即応できる体制を整えています。

⑤ 子会社管理に関する事項

- a. 当社は、社内規程において、子会社から当社への事前協議事項および報告事項を定めており、それらが適切になされていることを確認しました。
- b. 子会社におけるリスクマネジメントの推進・監視については、各事業や地域等の特性を勘案し、子会社においてリスクマネジメント計画を策定・実施し、定期的に振り返りが行われていることを確認しました。
- c. 当社グループの予算編成方針を子会社の所管部門を通じて発信しているほか、子会社における中期経営計画の策定は当社との事前協議事項、毎年度の予算の策定は当社承認事項としており、適切に事前協議または承認していることを確認しました。
- d. 当社から子会社に対して役員の派遣を行っており、子会社の経営上重要な事項の意思決定等に関与する体制を構築しています。
- e. 原則として全ての子会社において「SMMグループ行動基準」を採択しており、これを遵守するよう各子会社において周知教育を実施しています。
- f. 当社監査部が子会社の内部監査の年度計画および前年度の内部監査の概要（重大な問題が発見された場合はその対応状況を含む。）について当社取締役会に報告しています。
- g. 当社監査部による子会社の内部監査を実施し、社内の報告会等において当社社長、当社監査部を所管している執行役員等および子会社を所管している執行役員等に結果を報告しています。また、当社監査役全員にも報告しています。

⑥ 監査役に関する事項

- a. 当社は、監査役会事務局を設置し事務局員3名（本務者2名、兼務者1名）を配置しています。
- b. 当社は、取締役会規程等において取締役会報告事項を定めており、監査役に対して報告すべき事項が適切に報告されていることを確認しました。また、社内規程に基づき、常勤の監査役に対して、当社グループ内において違法行為等が発生した場合に報告するとともに、半年に1回内部通報制度の利用状況を報告しています。当社グループの内部監査の結果は、社内の報告会等において常勤の監査役に共有されています。
- c. 当社は、経営会議等の経営上重要な会議の開催にあたり監査役に対して案内し、出席する機会を設けています。また、社長が決裁する稟議書は、常勤の監査役が特に指定するものを除き、常勤の監査役に供覧しています。

■当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、特定の者による当社株式の大量取得行為に関する提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

以上の観点から、当社においては、従前、当社の株式について大量取得行為が行われる場合の対応策を導入しておりました。しかしながら、昨今我が国においては、取締役会の同意を得ずに開始される株式の大量取得行為に対しては、実際に特定の者により大量取得行為に関する提案が行われた段階で、具体的な買収者の性質や当該提案の内容、当該大量取得行為の目的・態様・条件、その他の具体的事実関係を踏まえて買収防衛策等の対応策の必要性について株主の皆様の意思を確認する事例が増加しております。このような近時の動向および機関投資家との対話状況を踏まえ、当社は、具体的な買収者が登場していない段階で、一般的な目的での買収防衛策の更新を行わないことといたしました。当社としては、実際に特定の者が出現し、当社株式の大量取得行為に関する提案等が行われた時点で、必要に応じて、適切な対応策について株主の皆様にお諮りすることが望ましいと判断しております。

当社は、長期ビジョンで掲げた「世界の非鉄リーダー」を目指す基本戦略のもと、中期経営計画を推進することにより、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

以上

(この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金および現金同等物	151,022	営業債務およびその他の債務	263,054
営業債権およびその他の債権	185,238	社債および借入金	133,610
その他の金融資産	9,054	その他の金融負債	16,961
棚卸資産	516,014	未払法人所得税等	11,168
その他の流動資産	43,611	引当金	8,387
小計	904,939	その他の流動負債	26,015
売却目的で保有する資産	19,482	小計	459,195
流動資産合計	924,421	売却目的で保有する 資産に直接関連する負債	4,415
非流動資産		流動負債合計	463,610
有形固定資産	759,484	非流動負債	
無形資産およびのれん	72,468	社債および借入金	396,679
投資不動産	3,477	その他の金融負債	14,354
持分法で会計処理されている投資	499,097	引当金	42,997
その他の金融資産	718,380	退職給付に係る負債	3,223
繰延税金資産	1,828	繰延税金負債	127,622
その他の非流動資産	44,689	その他の非流動負債	4,663
非流動資産合計	2,099,423	非流動負債合計	589,538
資産合計	3,023,844	負債合計	1,053,148
資本		資本	
		資本金	93,242
		資本剰余金	89,800
		自己株式	△38,099
		その他の資本の構成要素	341,557
		利益剰余金	1,295,920
		親会社の所有者に帰属する 持分合計	1,782,420
		非支配持分	188,276
		資本合計	1,970,696
		負債および資本合計	3,023,844

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,445,388
売上原価	△1,279,255
売上総利益	166,133
販売費および一般管理費	△67,647
金融収益	18,819
金融費用	△18,295
持分法による投資損益	33,117
その他の収益	3,575
その他の費用	△39,907
税引前当期利益	95,795
法人所得税費用	△34,992
当期利益	60,803
当期利益の帰属	
親会社の所有者	58,601
非支配持分	2,202
当期利益	60,803

連結計算書類

■連結持分変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	在外営業活動体 の換算差額	その他の資本の構成要素 キャッシュ・ フロー・ヘッジ	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	
2023年4月1日時点の残高	93,242	89,800	△38,076	105,602	725	114,056	
当期利益	—	—	—	—	—	—	
その他の包括利益	—	—	—	65,298	△832	60,503	
当期包括利益合計	—	—	—	65,298	△832	60,503	
自己株式の取得	—	—	△23	—	—	—	
自己株式の処分	—	0	0	—	—	—	
配当金	—	—	—	—	—	—	
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	—	—	
利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	△3,795	
所有者との取引額合計	—	0	△23	—	—	△3,795	
2024年3月31日時点の残高	93,242	89,800	△38,099	170,900	△107	170,764	
	親会社の所有者に帰属する持分					合計	
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分		
	確定給付制度 の再測定	合計					
2023年4月1日時点の残高	—	220,383	1,266,322	1,631,671	157,625	1,789,296	
当期利益	—	—	58,601	58,601	2,202	60,803	
その他の包括利益	8,417	133,386	—	133,386	12,462	145,848	
当期包括利益合計	8,417	133,386	58,601	191,987	14,664	206,651	
自己株式の取得	—	—	—	△23	—	△23	
自己株式の処分	—	—	—	0	—	0	
配当金	—	—	△41,215	△41,215	△6,248	△47,463	
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	22,235	22,235	
利益剰余金への振替	△8,417	△12,212	12,212	—	—	—	
所有者との取引額合計	△8,417	△12,212	△29,003	△41,238	15,987	△25,251	
2024年3月31日時点の残高	—	341,557	1,295,920	1,782,420	188,276	1,970,696	

■連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）ならびに当社の関連会社および共同支配企業に対する持分により構成された当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定を適用し、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる記載および開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 52社

連結子会社は、以下のとおりあります。

【資源事業】 17社

住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社、エス・エム・エム モレンシー社、エス・エム・エム ゴールド コテ社、住友金属鉱山オセアニア社 その他12社

【製錬事業】 8社

株式会社日向製錬所、コーラルベイニッケル社、タガニートHPALニッケル社 その他5社

【材料事業】 19社

大口電子株式会社、株式会社伸光製作所、住友金属鉱山シポレックス株式会社 その他16社

【その他】 8社

株式会社ジェー・シー・オー その他7社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 13社

持分法適用会社は、以下のとおりあります。

カンデラリア鉱山社、セロ・ベルデ鉱山社、ケブラダ・ブランカ ホールディングス社、三井住友金属鉱山伸銅株式会社、フィゲスバル社、ニッケルアジア社、エヌ・イー ケムキャット株式会社 その他6社

(4) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準および評価方法

a. 非デリバティブ金融資産

(a)当初認識および測定

当社グループは、非デリバティブ金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識または認識の中止を行っております。

純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、当該金融資産に直接帰属する取引費用を公正価値に加算した金額で測定しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で当初測定しております。

a) 債却原価で測定される金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

b)公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行う場合を除き、純損益を通じて公正価値で測定しております。

(b)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

a) 債却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融収益の一部として当期の純損益で認識しております。

b)公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しており、公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて純損益またはその他の包括利益で認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期の純損益で認識しております。

(c)金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。

当初認識後に信用リスクが著しく増大していない金融資産については、12ヶ月以内の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。当初認識後に信用リスクが著しく増大している金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権等については、常に全期間の予想信用損失で貸倒引当金を測定しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値に基づいて測定しております。

債務不履行の発生リスクに変化があり信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、支払期日の経過情報のほか、債務者の経営成績の悪化の情報等も考慮しております。

金融資産の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断しております。

債務不履行に該当した場合、または発行者もしくは債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

以後の期間において、信用リスクが減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付ける場合には、以前に認識された減損損失の戻入れを純損益で認識します。

なお、貸倒引当金は償却原価で測定される金融資産から直接控除しております。

(d)金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を移転し、かつ当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。

b. デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスクおよび商品価格変動リスクをヘッジするために、為替予約、金利スワップ、商品先渡契約等のデリバティブを利用しておられます。取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について文書化を行っております。ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ会計の要件を満たすかどうかについて、ヘッジ開始時およびその後も継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。ヘッジ会計の要件を満たさない一部のデリバティブは、公正価値の事後的な変動を純損益で認識しております。ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブは、その公正価値の変動について、以下のように会計処理しております。

(a) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動とともに、純損益で認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益で認識しております。ただし、デリバティブの公正価値の変動のうち、ヘッジの非有効部分は純損益で認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に純損益に組み替えております。

なお、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジとも、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

c. 組込デリバティブ

銅精鉱等の販売契約には、一般的に出荷時の仮価格条項が含まれており、最終的な価格は将来の一定期間のロンドン金属取引所（LME）の銅価格の月平均価格に基づき決定されます。このような仮価格販売は、価格決定月を限月とした商品先渡の性質を有する販売契約と考えられ、主契約を銅精鉱等の販売とする組込デリバティブを含んでおります。出荷後の価格精算過程に関連した当該組込デリバティブは、主契約の対象が金融資産のため、IFRS第9号に基づき、主契約から分離することなく、一体のものとして会計処理しております。

仮価格販売に係る収益は、受取対価の公正価値を見積った上で認識し、報告期間の末日において再見積りを行っております。出荷時点と報告期間の末日における公正価値の差額は、収益の調整額として認識しております。

d. 条件付対価に係る金融資産

条件付対価に係る金融資産は、取得日の公正価値で当初認識し、公正価値の事後的な変動を純損益に認識しております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には購入原価、加工費が含まれております。原価の算定にあたっては総平均法を使用している一部の在外子会社を除き、主として先入先出法を使用しております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

- ③ 重要な減価償却資産の減価償却方法
- a. 有形固定資産（使用権資産を除く）
- 有形固定資産の測定方法においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去および原状回復費用、および資産計上すべき借入費用が含まれております。有形固定資産（鉱業用地および坑道を除く）の減価償却は主として定額法、鉱業用地および坑道については生産高比例法によっております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。
- 主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物および構築物 2-60年
機械装置および運搬具 2-35年
- なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。
- b. 無形資産
- 無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。鉱業権（採掘権）の償却費は、生産高比例法、鉱業権（試掘権）の償却費は、定額法で計上しております。また、ソフトウエアの償却費は定額法で計上しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。
- 主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。
- 鉱業権（採掘権） 生産高比例法
鉱業権（試掘権） 5年
ソフトウエア 5年
- なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。
- c. リース
- リースは、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。
- (a) 使用権資産
- 使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。
- 使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。
- 使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。
- (b) リース負債
- リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。
- リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を割引率として使用しております。
- リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。
- ④ 投資不動産
- 投資不動産は、賃貸収入またはキャピタルゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産の認識後の測定については、原価モデルを採用しております。
- ⑤ のれんに関する事項
- 企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次および減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損失として認識され、その後の戻入れは行つておりません。

⑥ 非金融資産の減損

当社グループでは、連結会計年度の末日時点で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、退職給付に係る資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を評価しております。減損の兆候がある場合に、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。過年度に減損を認識したのれん以外の資産または資金生成単位については、連結会計年度の末日時点において過年度に認識した減損損失の減少または消滅している可能性を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れば、直ちに純損益として認識しております。

⑦ 引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的義務または推定的義務が存在し、当該義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

⑧ 退職後給付の会計処理方法

a. 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参考して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る負債または資産の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

b. 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

⑨ 収益

当社グループでは、IFRS第9号に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足につれて）収益を認識する。

当社グループは主に、資源事業において金銀鉱および銅精鉱等の原料鉱石ならびにSX-EW法による銅等、製錬事業において電気銅等の非鉄金属製品、材料事業において電池材料および機能性材料等の販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。

⑩ 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよびその基礎となる仮定の設定を行っております。これらの見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計年度および将来の連結会計年度において認識しております。なお、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産 1,828百万円

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異または繰越欠損金の一部または全部が将来の課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。具体的には繰延税金資産の回収可能性の評価において、予定される繰延税金負債の取崩、予測される課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。

認識した繰延税金資産については、過去の課税所得水準および繰延税金資産が認識できる期間における課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期および金額は、将来の経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 引当金 51,384百万円

当社グループは、引当金の認識にあたり、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑦引当金の計上基準」を設けております。

当該債務の金額は、将来の起こりうる事象を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しない事象の発生や状況の変化の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の金融資産 727,434百万円

当社グループは、条件付対価に係る金融資産の認識にあたり、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項①金融資産の評価基準および評価方法 d. 条件付対価に係る金融資産」を設けております。

当社グループは、2022年2月に、連結子会社のエス・エム・エム エスジー ホールディング インペルシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡することで、チリ共和国のシエラゴルダ銅鉱山に係る全持分を譲渡しております。当該譲渡の対価には、2025年末までの銅価格やシエラゴルダ銅鉱山の生産量について一定の条件が充足された場合に、追加で最大350百万米ドルを受領する条件付対価が含まれております。

条件付対価に係る金融資産は、連結財政状態計算書上、その他の金融資産に計上しており、当連結会計年度末における残高は1,742百万円であります。条件付対価の公正価値は、主に銅価格の予測等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションにより将来キャッシュ・フローを見積り、その結果を割り引いて算定しておりますが、銅価格の予測等は将来の経済条件の変動等の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の連結計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他の金融資産（非流動）

197百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額

731,744百万円

- (3) 偶発負債

当社は、2021年10月14日付でSouth32 Limitedの子会社を通じてエス・エム・エスジー ホールディング インベルシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡する契約を締結し、2022年2月22日付で譲渡が完了しました。当社は、本契約に基づき、2025年12月31日より前に施行されるチリ共和国における税制改正、新鉱業ロイヤルティの導入等による損失および2025年12月31日より前に外国投資協定にもとづく租税安定化契約の修正や終了による損失等について、一定の範囲でSouth32 Limitedグループに補償を行うこととしております。上記の補償義務の発生に伴い、当社に経済的負担が生じる可能性がありますが、下記を除き、現時点で金額を合理的に見積ることはできません。

（新鉱業ロイヤルティ法の公布）

2023年8月10日（現地時間）付でチリ共和国において新鉱業ロイヤルティ法（法21.591号）が公布され、2024年1月1日より施行されることとなったため、South32 Limitedグループに対する補償費用4,943百万円をその他の費用に計上しております。

- (4) その他

連結子会社であります株式会社ジェー・シー・オーでは、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。今後の施設の撤去解体や除染等の状況に応じて、新たな損失の発生が見込まれますが、当該損失の合理的な見積りが可能となりました都度、引当金を計上してまいります。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日発行済株式総数 普通株式 290,814,015株

- (2) 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額

a. 2023年6月23日定時株主総会決議

配当金の総額：31,598百万円

1株当たりの配当額：115円

基準日：2023年3月31日

効力発生日：2023年6月26日

b. 2023年11月8日取締役会決議

配当金の総額：9,617百万円

1株当たりの配当額：35円

基準日：2023年9月30日

効力発生日：2023年12月7日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額：17,310百万円

1株当たりの配当額：63円

基準日：2024年3月31日

効力発生日：2024年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、営業債権について、各事業本部等が定める債権管理規程に従い、営業部等が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他の債権および貸付金等のその他の金融資産については、取引開始時の信用状況について社内での承認プロセスを踏んでおります。取引開始後も、取引先の状況を定期的にモニタリングし、信用状況を確認しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。当社グループが保有している債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権であり、特定の取引先に対する過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、将来6ヶ月間の資金繰り計画を作成、更新しております。一部の連結子会社にはキャッシュマネジメントシステムを導入し、効率的に手元流動性の高さを維持し流動性リスクを管理しております。

また、適切な返済資金を準備しつつも、突発的な資金需要の発生や市場の流動性が著しく低下したときなどの緊急的な事態に備えてコミットメントラインを設定しております。

③ 為替リスク管理

認識されている外貨建債権債務および外貨建ての予定取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引、通貨オプション取引を利用しております。

④ 金利リスク管理

借入金の変動金利に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引を利用しております。

⑤ 商品価格リスク管理

当社グループは、金属製品等の販売およびそれらの原料となる銅精鉱等の購入を行っておりますが、これらの販売価格および購入価格は商品価格の変動によって影響を受けることから、価格変動リスクに晒されております。価格変動リスクをヘッジする目的で商品先渡取引や商品オプション取引を利用しております。

⑥ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定に使用されるインプットの市場における観察可能性に応じて、公正価値のヒエラルキーを以下の3つのレベルに区分しております。

レベル1：活発な市場における同一資産または同一負債の無調整の公表価格

レベル2：レベル1に属さない、直接的または間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察不能なインプット

① 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産および金融負債

当連結会計年度末における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産および金融負債は以下のとおりであります。

	レベル1 百万円	レベル2 百万円	レベル3 百万円	合計 百万円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
組込デリバティブを含む営業債権	—	20,731	—	20,731
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	6,270	—	6,270
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	3,467	—	3,467
条件付対価に係る金融資産	—	—	1,742	1,742
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品	322,721	—	7,241	329,962
合計	<u>322,721</u>	<u>30,468</u>	<u>8,983</u>	<u>362,172</u>
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	—	8,064	—	8,064
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	—	4,186	—	4,186
合計	<u>—</u>	<u>12,250</u>	<u>—</u>	<u>12,250</u>

公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

組込デリバティブを含む営業債権

組込デリバティブを一体として処理している営業債権については、将来の一定期間のロンドン金属取引所（LME）の銅価格に基づき公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書上、営業債権およびその他の債権に含めて表示しております。

デリバティブ

市場価格等に基づいて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書上、その他の金融資産またはその他の金融負債に含めて表示しております。

条件付対価に係る金融資産

条件付対価契約に関する金融資産の公正価値は、主に銅価格の予測等を基礎として、モンテカルロ・シミュレーションにより見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

資本性金融商品

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。

非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

② 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産および金融負債

当連結会計年度末における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産および金融負債の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、変動金利の長期貸付金および長期借入金を除き、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品および重要性の乏しい金融商品は、下記の表に含めておりません。また、リース負債については、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから下記の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
長期貸付金（注1）	380,027	380,027	0
社債（注2）	54,813	54,340	△473
長期借入金（注3）	408,644	407,822	△822

(注) 1. 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

2. 1年内償還予定の社債を含んでおります。

3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

長期貸付金

変動金利の長期貸付金については、短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利の長期貸付金については、元利金の合計額を貸付時と期末の市場金利の差を反映させた利率で割引いて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含めて表示しております。

社債

社債については、市場価格等に基づいて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類しております。

連結財政状態計算書上、社債および借入金に含めて表示しております。

長期借入金

変動金利の長期借入金については、短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利の長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて公正価値を算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。

連結財政状態計算書上、社債および借入金に含めて表示しております。

6. 投資不動産に関する注記

当社グループにおける投資不動産はすべて土地であり、東京都その他の地域において保有しております。

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
3,477	7,814

(注) 投資不動産の公正価値については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 6,487.19円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 213.28円 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、資源事業、製錬事業、材料事業およびその他の事業を営んでおり、各事業の主要な製品またはサービスごとの売上高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				その他 セグメント 百万円	合計 百万円
	資源 百万円	製錬 百万円	材料 百万円	計 百万円		
主要な製品、サービス						
鉱石	166,006	—	—	166,006	—	166,006
金属						
銅・貴金属	—	788,003	—	788,003	—	788,003
ニッケル	—	259,742	—	259,742	—	259,742
亜鉛・鉛	—	18,077	—	18,077	—	18,077
材料						
粉体材料	—	—	36,491	36,491	—	36,491
電池材料	—	—	230,776	230,776	—	230,776
パッケージ材料	—	—	19,430	19,430	—	19,430
その他	—	2,041	49,094	51,135	10,219	61,354
小計	166,006	1,067,863	335,791	1,569,660	10,219	1,579,879
調整額	△52,591	△54,199	△20,871	△127,661	△6,830	△134,491
外部売上高	113,415	1,013,664	314,920	1,441,999	3,389	1,445,388

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 資源

資源事業においては金銀鉱、銅精鉱およびSX-EW法による銅などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 製錬

製錬事業においては銅、ニッケル、フェロニッケル、亜鉛などの販売および金、銀、白金、パラジウムなどの貴金属などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 材料

材料事業においては電池材料、粉体材料、結晶材料、テープ材料などの販売などを行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。当社グループが支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品の販売による収益については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(2,076,393)	(負債の部)	(944,932)
流動資産	816,091	流動負債	503,093
現金および預金	85,000	買掛金	98,814
受取手形	2,302	短期社債	14,993
売掛金	154,721	短期借入金	26,690
商品および製品	119,051	一年内返済予定の長期借入金	49,065
仕掛品	151,664	一年内償還予定の社債	10,000
原材料および貯蔵品	84,549	リース債務	18
前渡金	34,152	未払金	61,943
前払費用	1,360	未払費用	13,463
短期貸付金	151,951	未払法人税等	7,600
未収入金	7,802	前受金	130
その他	29,389	預り金	657
貸倒引当金	△5,850	関係会社預り金	182,304
固定資産	1,260,302	賞与引当金	1,916
有形固定資産	165,565	役員賞与引当金	40
建物	32,099	休炉工事引当金	637
構築物	27,409	事業再編損失引当金	1,509
機械および装置	51,596	環境対策引当金	142
車両運搬具	354	訴訟損失引当金	3,152
工具・器具および備品	2,704	資産除去債務	21
鉱業用地	23	その他	29,999
一般用地	17,923	固定負債	441,839
建設仮勘定	33,457	社債	45,000
無形固定資産	3,241	長期借入金	302,764
借地権	83	リース債務	230
鉱業権	255	継延税金負債	84,427
ソフトウェア	2,551	金属鉱業等歎害防止引当金	60
その他	352	事業再編損失引当金	119
投資その他の資産	1,091,496	関係会社支援損失引当金	7,100
投資有価証券	287,331	環境対策引当金	207
関係会社株式	649,397	資産除去債務	955
出資金	6	その他	977
関係会社出資金	3,505	(純資産の部)	(1,131,461)
長期貸付金	133,359	株主資本	981,794
長期前払費用	955	資本金	93,242
前払年金費用	13,274	資本剰余金	86,070
その他	3,862	資本準備金	86,062
貸倒引当金	△193	その他資本剰余金	8
資産合計	2,076,393	利益剰余金	840,581
		利益準備金	7,455
		その他利益剰余金	833,126
		海外投資等損失積立金	50,969
		圧縮記帳積立金	3,483
		探鉱積立金	10,694
		別途積立金	650,000
		繰越利益剰余金	117,980
		自己株式	△38,099
		評価・換算差額等	149,667
		その他有価証券評価差額金	149,397
		繰延ヘッジ損益	270
		負債純資産合計	2,076,393

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,279,284
売上原価	1,147,461
売上総利益	131,823
販売費および一般管理費	46,153
営業利益	85,670
営業外収益	57,939
受取利息	20,036
受取配当金	33,761
受取保証料	1,284
その他	2,858
営業外費用	38,337
支払利息	23,251
社債利息	120
条件付取得対価評価損	520
デリバティブ評価損	3,139
為替差損	6,814
原価外償却	21
貸倒引当金繰入額	8
休廃止鉱山維持費	815
解体撤去費用	1,866
その他	1,783
経常利益	105,272
特別利益	5,708
固定資産売却益	196
投資有価証券売却益	5,470
関係会社株式売却益	42
特別損失	9,904
固定資産除却損	181
固定資産圧縮損	27
減損損失	194
関係会社出資金評価損	296
事業再編損失引当金繰入額	868
関係会社支援損	1,200
関係会社支援損失引当金繰入額	1,030
訴訟損失引当金繰入額	1,165
支払補償金	4,943
税引前当期純利益	101,076
法人税、住民税および事業税	15,103
法人税等調整額	4,390
当期純利益	81,583

計算書類

■株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
当期首残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	664,223	128,535	800,213
当期変動額								
諸積立金の積立	—	—	—	—	—	53,342	△53,342	—
諸積立金の取崩	—	—	—	—	—	△2,419	2,419	—
剩余金の配当	—	—	—	—	—	—	△41,215	△41,215
当期純利益						—	81,583	81,583
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	0	0	—	50,923	△10,555	40,368
当期末残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	715,146	117,980	840,581

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△38,076	941,449	104,538	△1,039	103,499	1,044,948
当期変動額						
諸積立金の積立	—	—	—	—	—	—
諸積立金の取崩						
剩余金の配当	—	△41,215	—	—	—	△41,215
当期純利益	—	81,583	—	—	—	81,583
自己株式の取得	△23	△23	—	—	—	△23
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	44,859	1,309	46,168	46,168
当期変動額合計	△23	40,345	44,859	1,309	46,168	86,513
当期末残高	△38,099	981,794	149,397	270	149,667	1,131,461

■個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定）

市場価格のない株式等………移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品および製品・仕掛品………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法）

原材料および貯蔵品………原材料は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(鉱業用地、坑道およびリース資産を除く) ……定額法

鉱業用地および坑道 ……生産高比例法

無形固定資産(ソフトウエアおよび探査権を除く)……定額法

自社利用ソフトウエア ……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

鉱業権(探査権)………生産高比例法

リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権
については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員および執行役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を算定し計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を算定し計上しております。

④ 休炉工事引当金

東予工場の定期炉修工事費用に充てるため、工事予想額の当事業年度対応分を計上しております。

⑤ 事業再編損失引当金

当社および関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額
を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当
事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に
より按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に
による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑦ 金属鉱業等鉱害防止引当金

特定施設の使用後における鉱害の防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。

- (8) 関係会社支援損失引当金
関係会社において発生した臨界事故に伴う停止事業管理費用の負担に充てるため、当該支援見込額を計上しております。
 - (9) 環境対策引当金
PCB（ポリ塩化ビフェニル）および鉛を含有する廃棄物の処理費用に充てるため、処理見積額を算定し計上しております。
 - (10) 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
- 以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ5：履行義務の充足時に（または充足につれて）収益を認識する。
- 当社は主に、資源事業において金銀鉱、製錬事業において電気銅等の非鉄金属製品、材料事業において電池材料および機能性材料等の販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - a. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて要件を満たす場合は特例処理を行っております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象
主に実需に基づく生産販売活動等に係る債権債務をヘッジ対象とし、通貨および商品等に関連したデリバティブ取引（主に為替予約や商品先渡取引等）をヘッジ手段としております。
 - c. ヘッジ方針
デリバティブ取引はヘッジ目的であることから、実需や債権債務内での取引に限定し、あらかじめ想定した損益やキャッシュ・フローの確保を目的としております。
 - d. ヘッジ有効性の評価の方法
事前にシミュレーション計算を行い、その有効性について社内の承認を受けたうえで、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引を選定しております。取引実行中においては、ヘッジ対象とヘッジ手段の取引量が一致するように管理しております。取引終了後は、ヘッジ対象から生じる損益の発生と合わせて手仕舞ったデリバティブ取引の損益について、月次決算等で個別の取引ごとに当初予定した損益やキャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、ヘッジの有効性を確認しております。
 - e. その他
決算日の直物為替相場により円貨に換算される外貨建金銭債権債務について、為替予約により為替変動リスクのヘッジを行った場合、事業年度末の為替予約の評価損益は、金融商品会計基準に従って処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたり、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよびその基礎となる仮定の設定を行っております。これらの見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した事業年度および将来の事業年度において認識しております。なお、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産（13,227百万円）と繰延税金負債（97,654百万円）を相殺した結果、繰延税金負債（84,427百万円）を計上しております。繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の一部または全部が将来の課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。具体的には繰延税金資産の回収可能性の評価において、予定される繰延税金負債の取崩、予測される課税所得およびタックスプランニングを考慮しております。

認識した繰延税金資産については、過去の課税所得水準および繰延税金資産が認識できる期間における課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期および金額は、将来の経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 引当金

当社は、貸倒引当金6,043百万円、関係会社支援損失引当金7,100百万円を計上しております。当該引当金の認識にあたり、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)引当金の計上基準 ①貸倒引当金 ⑧関係会社支援損失引当金」を設けております。

引当金の計上額については、将来起こりうる事象を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化の影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌年度の計算書類の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 296,833百万円

(2) 保証債務 211,076百万円

関係会社の金融機関等からの借入金等について、その保証を行っているものであります。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く）

短期金銭債権	160,883百万円
長期金銭債権	133,031百万円
短期金銭債務	24,356百万円
長期金銭債務	31百万円

(4) 退職給付引当金と退職給付信託資産額との関係

	退職一時金	確定給付型企業年金	合計
退職給付引当金	7,171百万円	—	7,171百万円
(退職給付信託資産控除前)			
前払年金費用	—	12,557百万円	12,557百万円
退職給付信託資産	△7,888百万円	—	△7,888百万円
退職給付引当金(純額)	—	—	—
前払年金費用	717百万円	12,557百万円	13,274百万円

(5) 偶発債務

当社は、2021年10月14日付でSouth32 Limitedの子会社を通じてエス・エム・エム エスジー ホールディングスインペルシオネス社およびエス・エム・エム オランダ社の持分を譲渡する契約を締結し、2022年2月22日付で譲渡が完了しました。当社は、本契約に基づき、2025年12月31日より前に施行されるチリ共和国における税制改正、新鉱業ロイヤルティの導入等による損失および2025年12月31日より前に外国投資協定にもとづく租税安定化契約の修正や終了による損失等について、一定の範囲でSouth32 Limitedグループに補償を行うこととし

ております。上記の補償義務の発生に伴い、当社に経済的負担が生じる可能性がありますが、下記を除き、現時点で金額を合理的に見積ることはできません。

(新鉱業ロイヤルティ法の公布)

2023年8月10日（現地時間）付でチリ共和国において新鉱業ロイヤルティ法（法21.591号）が公布され、2024年1月1日より施行されることとなつたため、South32 Limitedグループに対する補償費用4,943百万円を特別損失に計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	15,623百万円
仕 入 高	301,837百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	16,801百万円
受取配当金	27,651百万円
受取保証料	920百万円
支払利息	9,084百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における自己株式数 16,054,245株
 (2) その他利益剰余金のうち諸積立金として一括して表示したものの内訳

(単位：百万円)

	2023年4月1日 残 高	積 立	取 崩	事業年度中の 変動額合計	2024年3月31日 残 高
海外投資等損失積立金	40,609	10,360	—	10,360	50,969
圧縮記帳積立金	3,570	33	△120	△87	3,483
探鉱積立金	10,044	2,949	△2,299	650	10,694
別途積立金	610,000	40,000	—	40,000	650,000
諸積立金合計	664,223	53,342	△2,419	50,923	715,146

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	7,492百万円
退職給付信託運用収益・組入額	2,601百万円
関係会社支援損失引当金	2,174百万円
貸倒り当金繰入超過額	1,850百万円
減損損失	1,087百万円
訴訟損失引当金	965百万円
投資有価証券評価損	685百万円
賞与引当金	587百万円
事業再編損失引当金	494百万円
未払事業税	432百万円
その他	8,345百万円
繰延税金資産小計	26,712百万円
評価性引当額	△13,485百万円
繰延税金資産合計	13,227百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△65,202百万円
海外投資等損失積立金	△22,494百万円
探鉱積立金	△4,720百万円
前払年金費用	△1,799百万円
圧縮記帳積立金	△1,537百万円
退職給付信託設定益	△447百万円
その他	△1,455百万円
繰延税金負債合計	△97,654百万円
繰延税金負債の純額	△84,427百万円

- (2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	事業年度末残高
子会社	タガニートHPAL ニッケル社	直 接 75.0%	金融機関からの借入金に対する債務保証 (注1)	債務保証	1,415	—	—
				債務保証料	12	—	—
			資金の援助 (注2)	資金の貸付	30,568	短期貸付金	129,680
				利息の受取	8,191	未収収益	1,518
子会社	住友金属鉱山アメリカ社	直 接 100.0%	金融機関からの借入金に対する債務保証 (注1)	債務保証	61,113	—	—
				債務保証料	750	未収収益	215
			資金の援助、預り (注2, 3)	資金の預り	2,772	関係会社預り金	57,275
				利息の支払	3,314	—	—
子会社	エス・エム・エム モレンシー社	間 接 100.0%	資金の援助、預り (注2, 3)	資金の預り	21,133	関係会社預り金	93,127
				利息の支払	5,000	—	—
子会社	エス・エム・エム ゴールド コテ社	直 接 100.0%	資金の援助 (注2, 4)	資金の貸付	49,156	長期貸付金	133,019
				利息の受取	7,808	未収収益	159
				増資の引受	25,380	—	—
子会社	SMMQB Holding SpA (エス・エム・エム キューピーホールデ ィング社)	直 接 100.0%	資金の援助 (注4)	増資の引受	105,417	—	—
関連会社 の子会社	Compania Minera Teck Quebrada Blanca S.A. (ケプラダ・プラン カ鉱山社)	間 接 30.0%	金融機関からの借入金に対する債務保証 (注1)	債務保証	135,753	—	—
				債務保証料	363	未収収益	106

- (注) 1. 債務保証は、金融機関からの借入金に対し債務の保証を行ったものであります。債務保証の取引金額は、当事業年度の末日現在の債務残高によっております。
2. 資金の貸付条件については、市場金利等を参考にして決定しております。取引金額は期中増減額を記載しております。
3. 当社では、グループ内の資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、取引金額は期中増減額を記載しております。また取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 増資の引受については、エス・エム・エム ゴールド コテ社、エス・エム キューピーホールディング

グ社へ出資したものであります。

5. 各社の金額は為替差損益を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,118.00円
(2) 1株当たり当期純利益金額	296.92円

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

(1) 資源

資源事業においては金銀鉱の販売を行っております。当該製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 製錬

製錬事業においては銅、ニッケル、フェロニッケル、亜鉛などの販売および金、銀、白金、パラジウムなどの貴金属などの販売を行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 材料

材料事業においては電池材料、粉体材料、結晶材料、テープ材料などの販売などをを行っております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定し、物品に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足されることから、引渡し時に認識しております。当社が支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品の販売による収益については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八鍬 賢也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加瀬 幸広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 袖 川 兼 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 ハ 鍬 賢 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 瀬 幸 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるもの）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条）について、法令及び企業会計審議会等により公表された基準に準拠し、整備された監査業務の品質管理システムを保持している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の充実が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

住友金属鉱山株式会社	監査役会
常任監査役（常勤）	今井 浩二
監査役（常勤）	野沢 剛志
監査役	吉田 瓦
監査役	若松 昭司

(注) 監査役吉田瓦及び監査役若松昭司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

2025年2月10日
東京都港区新橋五丁目11番3号
株式会社サイコックス
代表取締役社長 清水 康也

債務の履行の見込に関する事項

本合併にかかる両当事会社における直前事業年度の財政状況は以下のとおりです。

1. 吸収合併消滅会社（株式会社サイコックス）について

決算期：2024年3月期（単体・日本基準）

総資産	13,129百万円
負債（流動負債・固定負債）	1,601百万円
純資産	11,527百万円

2. 吸収合併存続会社（住友金属鉱山株式会社）について

決算期：2024年3月期（連結・IFRS）

資産合計	3,027,714百万円
負債合計	1,054,334百万円
資本合計	1,973,380百万円

3. 総括

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであることから、債務の履行能力については問題ないものと判断する。

以上